

## 【 第 2 4 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成 2 3 年 4 月 2 8 日（木） 1 9 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0

場所：中標津町役場 3 階 3 0 1 号会議室

出席者： 2 1 名（中標津町まちづくり町民会議委員 1 2 名、ファシリテーター 1 名（東田）  
職員プロジェクト 3 名、事務局 5 名）

### < 会議次第 >

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 議 題
  - ( 1 ) 前回の振り返り
  - ( 2 ) 全体討議
    - 条文の確認について
      - ・ 第 1 章 総則
    - 条文の内容について
      - ・ 第 2 章 基本原則に基づく制度
        - 第 5 条（情報共有及び公開）
        - 第 6 条（個人情報の保護）
        - 第 7 条（意見等への対応）
        - 第 8 条（町民参加の推進）
        - 第 9 条（町民参加の方法）
        - 第 10 条（住民投票）
  - ( 3 ) 今回の振り返りと次回の確認
- 4 閉会挨拶
- 5 閉 会

### < 配布資料 >

- ・ 第 1 章全体討議案
- ・ スケジュール

### < 会議結果報告 >

- 1 開会
- 2 挨拶： 杉本会長
- 3 議題 < 進行：東田ファシリテーター >

[ 全体討議風景 ]



( 1 ) 前回の振り返り

東田ファシリテーターより報告書にて説明

( 2 ) 全体討議

条文の確認について

・第1章 総 則

条文について、事務局が整理したものを確認し、下記のとおり決定した。

( 目的 )

第 1 条 この条例は、中標津町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割、議会と行政の責務を明らかにし、それぞれの基本的な事項と制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とします。

( 用語の定義 )

第 2 条 この条例で使用する用語の意味を、次のとおり定めます。

( 1 ) 町民 町内に住所を有する人(以下「住民」という。)町内で働き、又は学ぶ人及び町内で活動する法人その他の団体をいいます。

( 2 ) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいいます。

( 3 ) 行政 町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を含む。)及びその職員をいいます。

( 4 ) 情報共有 議会と行政が公開する情報を、町民、議会及び行政が内容、量ともに同じ情報を持つことをいいます。

( 5 ) 町民参加 町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、主体的にかかわり、行動することをいいます。

( 6 ) 協働 町民、議会及び行政が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任により、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

( 自治の基本理念 )

第 3 条 町民、議会及び行政は、中標津町民憲章の精神を尊重し、町民が主体の自治を推進することを基本とします。

( 自治の基本原則 )

第 4 条 町民、議会及び行政は、次の原則に基づき、中標津町の自治の実現を図ります。

( 1 ) 情報共有の原則 町民、議会及び行政が、議会と行政が保有する情報をお互いに共有することをいいます。

( 2 ) 町民参加の原則 町民の参加により行政運営が行われることをいいます。

( 3 ) 協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割と責任により、対等な関係で協力することをいいます。

条文の内容について

・第2章 基本原則に基づく制度

第5条（情報共有及び公開）

下記のとおり決定した。

（情報共有及び公開）

第5条 議会と行政は、正しく、分かりやすい情報を積極的に公開するため、次の制度を設けます。

- （1）議会と行政の情報を正確に分かりやすく伝える制度
- （2）議会と行政の会議を公開する制度
- （3）議会と行政が保有する文章その他の記録を町民が請求する制度
- （4）町民の意見や提案が行政運営に反映される制度

2 議会及び行政は、その保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければなりません。

3 第1項の各号に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第6条（個人情報の保護）

下記のとおり決定した。

（個人情報の保護）

第6条 議会と行政は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、議会と行政がもつ個人情報を保護しなければなりません。

2 個人情報の保護について、別の条例で定めます。

第7条（意見等への対応）

下記のとおり決定した。

（町民の意見や要望への対応）

第7条 議会と行政は、町民参加によって寄せられた町民の意見や要望に対し、誠実で迅速に対応し、総合的に検討します。

2 議会と行政は、町民の意見や要望の検討を終えたときは、速やかに多様な方法を用いて、町民の意見や要望の内容、検討結果及びその理由を公表します。ただし、条例の規定により公表することが適当でない認められたときは、この限りではありません。

第8条（町民参加の推進）

第1項を下記のとおり決定し、以降、次回協議することとした。

（町民参加の保障）

第8条 議会と行政は、次の項目を実施する場合は、町民の参加を保障し、意向を反映します。

[（第1章全体討議案（P5））](#)

( 3 ) 今回の振り返りと次回の確認

東田ファシリテーターより説明

- ・次回について、引き続き、第2章基本原則に基づく制度、第8条(町民参加の保障)、第9条(町民参加の方法)、第10条(住民投票)の条文を協議することとし、全町内会連合会から推薦され、委員となっている中畑さんが都合により欠席のため、第5章議会、第6章行政、第7章行政運営の原則を第3章町民、第4章町内会等より先に協議することとした。
- ・5月12日の第26回は、開催時間を早めることとした。
- ・スケジュールを確認した。

( [スケジュール\(P7\)](#) )

次回の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第25回 平成23年 5月11日(水) 役場3階301号会議室

第26回 平成23年 5月12日(木) 役場3階301号会議室

( 4 ) その他

事務局より、試案解説書に基づき、第5章、第6章、第7章の説明を行った。

4 閉会挨拶：飯島副会長

5 閉 会

第 1 章 総則 討議案

試案	全体討議案
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、中標津町の自治の基本理念及び基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な事項及び制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、中標津町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割、議会と行政の責務を明らかにし、それぞれの基本的な事項と制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とします。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) 町民 町内に住所を有する者、町内で働き、又は学ぶ者及び町内で活動する法人その他の団体をいう。</p> <p>( 2 ) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいう。</p> <p>( 3 ) 行政 町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例で使用する用語の意味を、次のとおり定めます。</p> <p>( 1 ) 町民 町内に住所を有する人(以下「住民」という。)町内で働き、又は学ぶ人及び町内で活動する法人その他の団体をいいます。</p> <p>( 2 ) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいいます。</p> <p>( 3 ) 行政 町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を含む。)及びその職員をいいます。</p> <p>( 4 ) 情報共有 議会と行政が公開する情報を、町民、議会及び行政がともに理解しあうことをいいます。</p> <p>( 5 ) 町民参加 町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>( 6 ) 協働 町民、議会及び行政が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任により、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</p>

試案	全体討議案
<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 私たちは、中標津町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によって町民が主体の自治を推進することを基本とする。</p> <p>(1) 私たちのまちを、私たちが創造するという明確な意思を持って考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる、住みよい中標津町の実現をめざします。</p> <p>(2) 協働の精神を大切にして、課題を見だし、解決に努め、常に進歩する町民が主体の自治をめざします。</p> <p>(3) 町民が主体の自治を、次世代に引き継いでいくという意味のもとに、継続可能な地域社会の創造をめざします。</p>	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 町民、議会及び行政は、中標津町民憲章の精神を尊重し、町民が主体の自治を推進することを基本とします。</p>
<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、中標津町の自治の実現を図るものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 町民、議会および行政は議会及び行政が保有する情報を共有すること。</p> <p>(2) 町民参加の原則 町民の参加の下に行政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。</p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会及び行政は、次の原則に基づき、中標津町の自治の実現を図ります。</p> <p>(1) 情報共有の原則 町民、議会及び行政が、議会と行政が保有する情報をお互いに共有すること。</p> <p>(2) 町民参加の原則 町民の参加により行政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割と責任により、対等な関係で協力すること。</p>

